

ひたちなか市立三反田小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関する基本理念

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条1項)

なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

〈いじめの定義のポイント〉

- ①行為をしたもの（A）も、行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④Bが心身の苦痛を感じていること

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもといじめ防止等に取り組む。

「いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである」、「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、人として決して許される行為ではない」、「いじめられている児童を最後まで守り抜く」という共通認識のもと、いじめの未然防止や早期発見、早期対応、早期解消のために、学校、家庭、地域、その他の関係機関が一体となってその取組を行い、安全で安心な「魅力ある学校づくり」を推進する。

2 いじめ防止等に取り組む組織

いじめ問題にあたっては、「いじめを根絶する」という強い意志をもち、一部の教員や特定の教員が抱え込むのではなく、校長を中心とし、共通理解のもと全ての教職員が組織的な取組を行う。早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開する。いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ問題対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を毎月及び臨時に行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域のの実態に応じた取組を展開する。

○ いじめ問題対策委員会

【役割】

- ・いじめを未然に防止するための取組や具体的な年間計画を作成する
- ・いじめの相談・通報の窓口となる
- ・いじめに関する情報の収集・記録・共有を行う
- ・いじめ防止のための指導や対応方針を決定する
- ・いじめを受けた児童又は保護者に対する支援を行う
- ・いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を行う
- ・いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ・重大事態が起こった場合は教育委員会と連携をとりながら、迅速に調査を行う
- ・いじめ防止の取組についてP D C Aサイクルで検証を行う。
- ・いじめ防止基本方針の点検や見直しを行う

【構成員】

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、(スクールカウンセラー)を基本とし、状況に応じて学級担任を追加するなど柔軟なメンバーとする

【関係する校内委員会との連携】

いじめ防止等の取組の実施にあたっては、生徒指導部や教育相談部、特別支援教育部、人権教育部等の校内組織と役割分担し、連携して取り組む。

3 いじめ防止等の具体的な取組

(1) いじめの未然防止

「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである」という共通認識のもと、すべての児童を対象に「いじめに向かわせない」、「いじめが起こらない」学級や学校づくりを推進し、全ての児童を対象としたいじめの未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、学校教育活動全体を通して、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるとともに、児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加するとともに、一人一人が活躍できる「魅力ある学校づくり」を進めていく。

- わかる授業づくりを進めるとともに、授業規律の確立を進める。
 - ・授業の中で、児童が互いにかかわり合い、学び合う活動場面を工夫し、全ての児童が参加し、活躍できる場面をつくることで、授業中のストレスを高めないようにする。
 - ・職員研修や相互授業参観等を通して、意見交換を活発にし、わかる授業、児童が主体的に参加・活躍できる授業づくりを進める。
 - ・さらに、授業規律（正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等）の確立を進める。
- 学級活動や学年・学校行事を通して、「居場所づくり」、「絆づくり」に努める。

- ・児童会活動や学級活動、学年・学校行事における主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、お互いを大切に思い、支え合い助け合う仲間づくりに努める。
 - ・多くの人とふれあうことができる豊かな体験活動を計画し、人間関係が円滑に行われるようにする。
- 児童会を中心に「三反田小笑顔プロジェクト」を推進する。
- ・市いじめ撲滅のための共同宣言「なくそういじめ 咲かせよう笑顔の花 思いやりの種を育てよう」を校内で広めるために、児童会が中心となり「笑顔が広がる」取組を考え、自発的・自治的に活動する。
- 道徳教育や人権教育の充実を図り、人間性豊かな心を育てる。
- ・いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものである。道徳教育を通して、人間としての「思いやり」や「やさしさ」等に触れることで、自分自身の生活や行動を省み、道徳的心情を高め、いじめの抑制につなげる。
 - ・道徳の授業では、道徳の全体計画に基づいた全教育的な人権教育を行うとともに、心根が揺さぶられる教材や資料を吟味し、いじめの抑止につながる授業を実践する。
 - ・教育活動全体を通じて、自他を認め、互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育み、いじめに向かわない態度や能力を育成する。
- 地域や家庭との連携を図る。
- ・いじめの未然防止の取組について、学年・学校だよりやホームページ等による広報活動を積極的に行うことにより、開かれた学校づくりに努める。
 - ・児童のボランティア活動（地域行事への参加等）、職業体験、福祉体験等の活動を行い、地域の方と交流を深める機会を設け、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。
 - ・インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的な対応をするため児童及び保護者に対して、県などのメディア指導員を活用し、インターネットの利便性や危険性の理解についての講習会を行う。
- (2) いじめの早期発見
- いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めるとともに、児童が示す小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、児童に関わる全ての教職員の間で情報共有し、保護者とも連携して情報を収集する。
- 早期発見の手立て
- 【日々の観察】
- ・休み時間や昼休み等の自由な時間を過ごす機会を捉え、児童の様子に目を配る。日常

の生活の中での教職員の声かけ等、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、『児童がいるところには、教職員がいる』ことを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設ける。

【教育相談】

- ・教師と児童のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・児童が悩みやいじめ等について「いつでも、どの教師とでも」相談できる体制づくりを行う。
- ・全校児童を対象に定期的に二者面談等の教育相談を行ったり、相談ポストを設けたりする。

【生活（いじめ実態調査）アンケート】

- ・生活（いじめ実態調査）アンケートを月に1回以上実施する。
- ・いじめられている児童にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。

【保護者との信頼関係の構築】

- ・日頃から、児童のよいところや気になるところ等、学校の様子について連絡することを心がけ、保護者がいじめに気付いたときに、即座に学校へ連絡できるよう、保護者との信頼関係を築くことに努める。

(3) いじめ重大事態への対応

直ちに教育委員会に報告し、対応を協議する。

いじめ重大事態の定義

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態 |
|--|